

『特定健診受診券』に関するご案内

■特定健診受診券とは

生活習慣病やメタボが気になる方は、『特定健診受診券』を利用してご自宅の近くの医療機関にて特定健診(生活習慣病を早期発見・予防するための健診)を受診頂くことができます

■対象者

一般被扶養者、任意継続被保険者、任意継続被扶養者のうち40～74歳の方

※4月～翌年3月に巡回レディース健診、健保組合契約健診機関での健診を受診された方、

契約施設以外での人間ドック事後精算申請を利用された方は対象外です

※年齢は受診年度3月31日時点の年齢を適用

※4月～翌年3月31日に75歳になる方は、75歳誕生日の前日までに受診してください

※受診日に当組合の資格を喪失している場合は使用できません

(資格喪失日以降に受診をした場合は、全額自己負担となります)

■受付期間／受診期間

【受付期間】4月1日～12月31日

【受診期間】4月1日～翌年1月31日

■健診費用と自己負担金額

・健診費用 約8,000円

・自己負担額 0円 (全額東邦ガス健康保険組合が負担します)

■受診場所

・お住まいの近くの健診機関

※健診機関は、健保連のホームページ「特定健診等実施機関リスト」で確認できます

アドレス <http://hoken.kenkoren.or.jp/kensin/index.htm>

健保連ホームページで検索される際には、健康保険組合名とパスワードが必要です

パスワードの入力画面に 組合名 東邦ガス (全角)
保険者番号 06230882 (半角数字) を入力してください

■検査項目

①身体測定(身長、体重、腹囲、BMI)

②尿検査(糖、蛋白)

③血液検査(血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査)

④医師診察

⑤血圧測定

<医師が必要と判断した場合のみ実施される詳細な健診項目>

①心電図

②眼底検査

③貧血検査

④血清クレアチニン検査

※上記以外の項目を受診された場合は自己負担となります

■特定保健指導について

・健診結果により保健指導の対象となった場合は、委託機関から保健指導の案内がありますので、積極的に利用願います

■受診方法

STEP. 1

東邦ガス健康保険組合へ申し込む

- ①「特定健診受診券申込書」を健保組合に提出する
 - ・健保組合ホームページから「特定健診受診券申込書」をプリントアウトし、ご記入後健保組合に提出してください
 - ②電話で申し込みする
 - ・下記の連絡先へお電話ください
- ※①、②どちらかの方法でお申し込みください

STEP. 2

特定健診受診券を受け取る

- ・被保険者宛に所属先へ送付しますので、被保険者からお受け取りください
- ※ご自宅に送付する場合は、受診者様宛に送付します
- ・氏名、生年月日に誤りがないか確認してください
- ・必ずお住まいの郵便番号、住所を記入してください

STEP. 3

健診を希望する医療機関等へ予約する

- <自宅近くの病院を検索して健診受診される方>
健保連ホームページの「特定健診等実施機関リスト(ABどちらでも可)」掲載の医療機関の中でご自宅に近い健診機関を選択し、直接お電話にて予約をお取りください
- <かかりつけの病院での健診受診を希望される方>
「集合契約AまたはBによる特定健診を受け付けているかどうか」
を直接かかりつけ病院へご確認ください

STEP. 4

健診を受ける

- ・『健康保険証』と健保から送付した『特定健康診査 受診券』を持参してください
- ※当日の飲食の有無については事前に健診予定の病院へご確認ください

STEP. 5

健診結果を受け取る

※当組合宛に健診結果の送付は**不要**です

■書類送付先・お問い合わせ先

〒456-8511

名古屋市熱田区桜田町19-18

東邦ガス健康保険組合

(人事部 人事サービスグループ内)

Tel:052-872-9336

Fax:052-872-9295

内線:811-2484